農業協同組合法第73条第４項で準用する同法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、本日から２箇月以内に、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第217条の５第２項において準用する同令第208条の２及び農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第26条の２第２項において準用する同条第１項で定めるところにより、岡山県備前県民局長にその旨の届出をすること。

なお、本日から２箇月以内に、当該農事組合法人が届出をせず、かつ、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成28年11月17日

岡山県備前県民局長　小川　敏朗

記

農事組合法人の名称及び主たる事務所の所在地

農事組合法人吉備高原牧場
岡山県岡山市北区西山内1891番地の１

農事組合法人足守ビーフ・プロダクト
岡山県岡山市北区大井2315番地

農事組合法人玉野養豚組合
岡山県玉野市和田三丁目１番５号

農事組合法人酒屋谷温室果樹組合
岡山県岡山市北区御津伊田1695番地

農事組合法人多賀温室果樹組合
岡山県赤磐市多賀2381番地

農事組合法人東軽部温室果樹組合
岡山県赤磐市東軽部966番地

農事組合法人佐山温室ぶどう生産組合
岡山県備前市佐山1592番地の１

農事組合法人吉尾マスカット生産組合
岡山県岡山市北区御津吉尾811番地

農事組合法人フルーツプラザ藤ケ鳴組合
岡山県岡山市北区日応寺31番地の１

農事組合法人中野協業組合
岡山県岡山市（岡山県御津郡津高町大字高野1616番地）

農事組合法人七区施設園芸組合
岡山県岡山市南区北七区241番地集中管理センター内

農事組合法人八塔寺農場
岡山県備前市吉永町加賀美731番地の１

農事組合法人野菜革命岡山
岡山県岡山市北区佐山620番地

農事組合法人北方地区茸類培養栽培生産組合
岡山県玉野市北方451番地５

農業協同組合法第73条第４項で準用する同法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、本日から２箇月以内に、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第217条の５第２項において準用する同令第208条の２及び農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第26条の２第２項において準用する同条第１項で定めるところにより、岡山県備中県民局長にその旨の届出をすること。

なお、本日から２箇月以内に、当該農事組合法人が届出をせず、かつ、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成28年11月17日

岡山県備中県民局長　水川　宏一

記

農事組合法人の名称及び主たる事務所の所在地

農事組合法人大平農産組合
岡山県総社市新本7116番地の１

農事組合法人中原組合
岡山県高梁市中原町1411番地の４

農業協同組合法第73条第４項で準用する同法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、本日から２箇月以内に、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第217条の５第２項において準用する同令第208条の２及び農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第26条の２第２項において準用する同条第１項で定めるところにより、岡山県美作県民局長にその旨の届出をすること。

なお、本日から２箇月以内に、当該農事組合法人が届出をせず、かつ、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成28年11月17日

岡山県美作県民局長　内田二三雄

記

農事組合法人の名称及び主たる事務所の所在地

農事組合法人中福田第二えのき茸生産組合
岡山県真庭市蒜山中福田611番地

農事組合法人豊国原山林組合
岡山県美作市豊国原238番地１

農事組合法人ファーモニーズまにわ
岡山県真庭市月田6632番地１

農事組合法人早わらび牧場
岡山県勝田郡奈義町皆木189番地

農事組合法人鳥羽野養蚕組合
岡山県勝田郡勝央町植月北2191番地

農事組合法人勝豊園
岡山県勝田郡勝央町豊久田501番地

農事組合法人落合養豚組合
岡山県真庭市落合垂水1064の１番地

農事組合法人加茂町肉用牛生産組合
岡山県津山市加茂町小中原５の41番地

農事組合法人新庄村肉用牛生産組合
岡山県真庭郡新庄村2008番地の１

農事組合法人吉野農園
岡山県美作市山手1068番地

農事組合法人豊田農事組合
岡山県美作市北原465番地２

農事組合法人三幸園
岡山県真庭市上山981番地

農事組合法人瓜生養豚組合
岡山県久米郡久米南町南庄684の１番地

農事組合法人作東牧場
岡山県美作市江見544番地

農事組合法人双山牧場
岡山県美作市小野1663番地

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成28年11月17日

長崎県知事　中村　法道

記

農事組合法人大隅高野牧場
長崎県東彼杵郡川棚町新谷郷730番地

農事組合法人東楠原養豚組合
長崎県五島市岐宿町楠原758番地

農事組合法人崎戸町畜産組合
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1005番地

農事組合法人林田産業社
長崎県長崎市藤田尾町371番地

農事組合法人広友組合
長崎県西海市西彼町鳥加郷110番地

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十七日

札幌市白石区北郷一条八丁目一番一号

株式会社ミツハシ

代表清算人　三橋　重夫

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十七日

札幌市白石区本郷通八丁目南三番一一号

有限会社ゼロインターナショナル

清算人　山田　俊彦